

## 第6問

Xは大阪の大手事務所に所属する芸能人であった。平成20年4月に上京し、しばらく芸能活動を続けていたが、平成20年9月に満を持して発売したデビューシングル「中国のミルク屋さん」が全く売れず、あとにはAに対する多額の借金が残った。売れなかったストレスと度重なる借金の催促によって、生甲斐なく感じるとともに厭世観に陥っていたXは、インターネットの闇サイト「覚せい剤@ドットコム」から覚せい剤を購入し、事務所の社員寮内で吸引した。その際Xは心身耗弱状態に陥ったが、翌日社員寮の同僚であるYから「昨日Aを殺してやると叫びながら暴れていたけど、どうしたんだ」と尋ねられたことから、自身が覚せい剤注射をすれば精神異常を招来し、Aに暴行を加えることがあるかもしれないしれないことを認識していた。

その後、Xの借金が本格的に焦げ付いたため、平成20年12月5日にAはXに対して直接借金の取り立てに行くことを通知していた。追い詰められたXは、覚せい剤を飲んで心身耗弱状態になることでAに殺害しようとし、覚せい剤注射を行った。

Aは通知通りXのもとに取り立てに行ったが、AがXの自宅のドアを開けた瞬間、心身耗弱状態に陥ったXが「殺してやる」と叫びながら、短刀を持ってAに切りかかってきた。突然の襲撃を受けたAは、その短刀を避けきれず頭部・腹部など数か所を刺された。Aは病院に搬送されたが、出血多量で間もなく死亡した。

Xの罪責を述べよ。

なお、特別法違反については検討しなくてよい。